



判定期間のケアプランを位置づけたサービスのうち、〇〇サービスが特定の法人に偏ってしまいました。
決して囲い込みではなく、利用者本位で仕事をしているのに、減算になるのは困ります。
どうしたらよいですか？

一緒に考えてみましょう！

特別地域加算を算定していますか？※1

はい

(正当な理由①)

正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届け出て下さい。

いいえ

右のどれかにあてはまりますか？

いいえ

判定期間の1月当たりの平均
居宅サービス計画件数は
20件以下ですか？(全体で
判断)

はい

(正当な理由④)

正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と
80%を超えている状況につい
て届け出て下さい。

判定期間の1月当たりの計
画件数が、各サービスで平
均10件以下ですか？(各
サービスで判断)

はい

(正当な理由⑤)

居宅介護支援事業所が、市
町村長の認める「各サービ
スで3法人以下の日常生活
圏域」にありますか？(各
サービスで判断)※2

はい

(正当な理由③)

80%を超えたサービスについて、事業所の通常
の実施地域が、居宅介護支援事業所の通常の事
業の実施地域を包括する事業所数が、4事業所
以下ですか？ ※3

はい

(正当な理由②)

正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と
80%を超えている状況につい
て届け出て下さい。

いいえ

80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を満たす事業所のケアプランがありますか？

(ア)「介護サービス情報公表システム」で「サービスの質の評価を受けている」 ※4

はい

(正当な理由⑥)

正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届けて下さい。
また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付して下さい。除外して再計算した結果が、80%以下となれば、減算対象になりません。

いいえ

80%を超えたサービスのケアプランのうち、次の要件を**全て**満たす事業所のケアプランがありますか？

(イ)パンフレット・ホームページなどで一般でも容易にサービスの内容を確認できるようになっている。 ※5

(ウ)サービスの質の向上に十分な体制整備を評価する加算を1つ以上算定している。 ※6

はい

(正当な理由⑥)

正当な理由があります。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届けて下さい。
また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付して下さい。除外して再計算した結果が、80%以下となれば、減算対象になりません。

いいえ

事前相談シートに該当するやむを得ない理由がありますか？

- ・廃止又は休止事業所の利用者を受け入れた。
- ・災害等による緊急時対応で利用者を受け入れた。
- ・80%を超えたサービスの利用者のうち市町村長が認める日常生活圏域に居住する者がいて、その利用者が選択できる当該サービス事業所が1つしかないと説明できるケアプランがある。 ※8

はい

(正当な理由⑦)

正当な理由があります。

事前相談シートを作成し、市へFAX送付して下さい。
該当する正当な理由番号と80%を超えている状況について届けて下さい。
また、要件を満たすケアプランを除外して再計算した「別紙1-2」を添付して下さい。除外して再計算した結果が、80%以下となれば、減算対象になりません。

いいえ

正当な理由があるかどうか判断できません。

個別に正当な理由に該当するかどうか判断を求める場合は、
事前相談シートに具体的な事由を記載し、市へメール送付して下さい。
市からの回答を受け、80%を超えている状況について届け出ていただきます。

正当な理由がないと判断された場合は、減算の対象となります。



※1	居宅介護支援事業所の所在地が特別地域加算対象地域であり、体制届で加算算定を届け出ている。対象地域一覧は資料1。
※2	居宅介護支援事業所の所在する日常生活圏域で各サービスで3法人以下の市町村長の認める地域一覧は資料2。○が付いている場合のみ。
※3	サービス別事業所の通常の実施地域一覧についての取扱いは、資料3。このほか、平成27年度に居宅介護支援事業所のみに一覧を送付しています。判定シートも利用して、正当な理由②が適用になるかどうか確認して下さい。判定シート等は市への届出は不要。（県外又は平成27年度以降の状況については、お手数ですが事業所へ直接お問い合わせください。）
※4	サービス事業所が介護サービス情報公表システムでサービスの質の評価を受けている場合は、それ1つで正当な理由ありとする。ただし、システム掲載を申し込んでから掲載されるまでに時間を要することから、市への届出日までに報告している事業所とする。
※5	パンフレット・ホームページなどでの公表については、必ずしも利用者が見ることができるかどうかではなく、利用者以外でも情報収集できる状態かどうかで判断可。
※6	サービスの質を向上するのに十分な体制整備を評価する加算についての、対象加算名一覧は資料4。このほか、居宅介護支援事業所のみサービス別加算取得一覧を平成27年度に送付しています。
※7	検討された記録に記載されているべき内容一覧は資料5。市への届出は不要。
※8	事前相談シートは資料6。前期・後期ともに、市への届出締め切り日までの間に届出て、市から回答をもらっていること。



いかがでしたか？
ご不明な点がありましたら、下記まで
お問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟市役所福祉部介護保険課介護給付係

電話 025-226-1273

FAX 025-224-5531

e-mail kaigo@city.niigata.lg.jp